

国自旅第318号  
令和2年11月27日

北海道運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

東北運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

関東運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

中部運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

近畿運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

中国運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

四国運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自旅第318号  
令和2年11月27日

九州運輸局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自旅第318号  
令和2年11月27日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

### 事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係について

令和2年6月に公布された持続可能な運送サービスの確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)が令和2年11月27日から施行され、道路運送法(以下「法」という。)において新たに事業者協力型自家用有償旅客運送が創設されることとなった。もとより、自家用有償旅客運送の運行中において第三者に与えた損害に係る賠償責任は、自家用有償旅客運送者(以下「実施主体」という。)が第一義的に負うものであるが、事業者協力型自家用有償旅客運送の協力事項の受委託に当たってはこれらの責任関係が複雑になることを踏まえ、運行管理等に協力する一般旅客自動車運送事業者と雇用関係のない運転者が自家用有償旅客運送自動車の運行中に惹起した事故等に係る責任関係について、下記の通りガイドラインを定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。